再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱

令和２年３月３１日　環境局長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、再生可能エネルギー・省エネルギー機器導入を支援するために、市が行う補助制度「再エネ省エネ機器導入補助金制度」の実施について必要な事項を定めることにより、予算の範囲内において、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図り、本市における脱炭素型の都市構造の形成と効率的なエネルギー利用を促進することを目的とする。

２　補助金の交付については、札幌市補助金等交付規則（令和８年規則24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　太陽光発電　太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。

(2)　定置用蓄電池　太陽光発電などによって発電した電力を充放電できるシステムであって、リチウムイオン蓄電池(バインド電池含む)、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。)、その他これらに付随する設備で構成されるものであり、かつ定位置に固定して使用する設計及び仕様である蓄電池をいう。

(3)　エネファーム（家庭用燃料電池）　燃料電池ユニットと貯湯ユニットで構成される燃料電池システムであり、都市ガス又はLPガスから取り出した水素を燃料として発電するものをいう。

(4) 地中熱ヒートポンプ　地中の熱（冷熱を含む）を熱源として、その熱をヒートポンプで汲み上げることにより、暖冷房・給湯用のエネルギーとして利用するものをいう。

(5)　ペレットストーブ　木質ペレットを燃料として使用する設計及び仕様である暖房機（暖房用ボイラーを含む）をいう。

（補助金交付の対象機器及び補助金交付額）

第３条　補助金交付の対象となる機器（以下「対象機器」という。）及び補助金の交付額は、別表１のとおりとする。

２　補助金交付額が次条に定める補助対象費用以上の場合は、補助金交付の対象とならない。

（対象機器の要件等）

第４条　太陽光発電の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1)　次の全ての機器要件に適合すること。

ア　蓄電設備（定置用蓄電池、又はEV（電気自動車））と接続すること。

ただし、電気自動車と接続する場合には、電気自動車と住宅との間で相互に電力を供給できるＶ2Ｈ充電設備があること。なお、「EV（電気自動車）」とは、電気のみをエネルギー源として走行する車両をいう。また、「Ｖ2Ｈ(ヴィークル・トゥ・ホーム)充電設備」とは、電気自動車等と住宅との間で相互に電力を供給することができる設備をいう。

イ　太陽電池モジュールの合計出力が1.5kW以上の設備であること。

ウ　余剰型配線又は全量自家消費型であること（全量売電しないこと）。

エ　北海道電力ネットワーク株式会社の電力系統に連系できること。

オ　屋根や壁面、窓ガラス、カーポート等住宅の敷地内に固定すること（可動式は対象外とする）。

カ　未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2)　補助対象費用（税抜き）

太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。

ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

2　定置用蓄電池の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1)　次の全ての機器要件に適合すること。

ア　常時、太陽光発電（合計出力1.5kW以上）と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したもの（バインド電池含む）であること（接続する太陽光発電は新設、既設を問わない）。

イ　太陽光発電のパワーコンディショナーと直接接続し、コンセントから充電しないもの。

ウ　北海道電力ネットワーク株式会社の電力系統に連系できること。

エ　蓄電容量が2.0ｋＷｈ以上であるもの。

オ　メーカー指定の環境条件に設置すること。

カ　定置用蓄電池本体の購入費用が1台あたり100,000円以上（税抜き）であること。

キ　未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2)　補助対象費用(税抜き)

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池、バインド電池）、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

3　エネファーム（家庭用燃料電池）の機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1)　次の全ての機器要件に適合すること。

ア　マイナス15℃の環境下でも安定した動作をする耐寒性能を備えていること。

イ　一般財団法人日本ガス機器検査協会が行うJIA製品認証によって形式認証された製品であること。

ウ　メーカー指定の環境条件に設置すること。

エ　未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2)　補助対象費用（税抜き）

燃料電池ユニット、貯湯ユニット、リモコン、配管、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用（停電時発電継続機能の搭載に必要な費用は含むが定置用蓄電池の費用は除く）。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

４　地中熱ヒートポンプの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1)　次の全ての機器要件に適合すること。

ア　メーカー指定の環境条件に設置すること。

イ　未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2)　補助対象費用（税抜き）

採熱井掘削、採熱パイプ、ヒートポンプ、循環ポンプ、バッファタンク、リモコン、配管（熱源水側のみ）、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

５　ペレットストーブの機器要件及び補助対象費用は、次のとおりとする。

(1)　次の全ての機器要件に適合すること。

ア　不燃材で形成された独立した暖房機であること。

イ　燃焼部を密閉できること。

ウ　煙を屋外へ排気できる又は煙突へ接続できる構造であること。

エ　薪を燃料として利用できない構造であること。

オ　木質ペレット以外の燃料は使用しないこと。

カ　ペレットストーブ本体の購入費用が100,000円以上（税抜き）であること。

キ　未使用品であること（中古品は対象外とする）。

(2)　補助対象費用（税抜き）

ペレットストーブ本体の購入費用。

（申込方法）

第５条　補助金の交付を申込む者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式１）に必要事項を記載し、再エネ省エネ機器導入補助金交付要綱実施要領（以下「要領」という。）に従って申込まなければならない。

（補助金受領の要件）

第６条　前条に定める申込者は、補助金の交付を受けるために次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

(1)　市民である者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者）、又は要領に定める提出期限までに市内に居住する予定のある者

(2)　札幌市税を滞納していない者

(3)　札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成２５年条例第６号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員でない者

(4)　暴排条例第７条第１項に規定する暴力団関係事業者でない者

(5)　次のいずれかに該当する者

ア　自ら居住する若しくは居住しようとする市内の住宅に、対象機器を自ら購入し、設置しようとする者。

イ　市内にある対象機器付き住宅（新築分譲集合住宅を除く。）を購入し、自ら居住しようとする者。

(6)　太陽光発電又はエネファーム（家庭用燃料電池）の補助金を申し込む場合、札幌市エコエネクラブ（Ｊ－クレジット制度（国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度）実施要綱（平成25年４月17日制定。経済産業省、環境省、農林水産省）に基づき、二酸化炭素削減事業を行う任意団体）に入会を希望する者。

(7)　これまでに、札幌市の補助金受領に関し、故意による虚偽や不正、市長が求める書類の提出を怠るなどを行っていない者。

（対象機器の取得日の制限）

第７条　対象機器の取得日、又は対象機器付き住宅の購入日は、要領に定める対象機器取得期間内でなければならない。

（申込みの募集期間、申込受理の停止）

第８条 市長は、要領に定める申請募集期間の申込みを受理するものとする。

２　市長は、第2回目の募集終了後において予算の余剰が認められる場合には、再度、募集を開始し、受理した申込みに係る補助金額が、予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申込みの受理を停止し、予算超過日を募集終了日とする。

３ 市長は、前項の規定により、予算超過日に複数の申込みがあった場合は、当該複数の申込みについて速やかに抽選を実施し、申込者に通知するものとする。

（補助金受領予定者の選定）

第９条　市長は、各申請募集期間での申込者が多数の場合は、補助金の交付を申請することができる者（以下「補助金受領予定者」という。）を、抽選により選定する。ただし、全

ての申込者に対し補助金の交付が可能な場合は、全ての申込者を補助金受領予定者とし、抽選を行わない。

２　市長は抽選の有無にかかわらず、全ての申込者に選定の結果を通知する。

（申込みの制限等）

第１０条　対象機器の補助申込みは、令和８年４月１日から令和９年３月31日（以下「同一年度」という。）において１世帯につき１回限り認めるものとする。

２　申込者が抽選により補助金受領予定者とならなかった場合、次回以降の募集回における申込みについて、希望する意思を示していた場合、要領に定める申込みは再度行う必要はないものとする。

3　補助金受領予定者は、中止申請を行った場合は、同一年度内の次回以降の募集に申込みを行うことができないものとする。

（手続代行者）

第１１条　申込者及び補助金受領予定者は、この要綱に定める申込み及び交付申請手続について、対象機器を販売又は設置する者に対して、これらの申請手続の代行を依頼することができる。

２　前項に定める申込み及び交付申請手続の代行を依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続に対し、誠意をもって実施するものとする。また、本手続の代行を通じ得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成21年6月5日法律第49号)に従って取り扱うものとする。

３　市長は第１項に規定する手続について、手続代行者が不正の手段によって手続きを行った疑いがある場合、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

（補助金交付申請及び完了届）

第１２条　補助金受領予定者は機器の設置が完了し、対象機器を販売又は設置する者からの引き渡しを受けた後に、補助金交付申請兼完了届（様式２）及び別表２に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　前項の補助金交付申請兼完了届は、要領に定める補助金交付申請兼完了届提出期限までに提出しなければならない。

３　前項の期日までに、補助金交付申請兼完了届を提出しなかった補助金受領予定者に対する第９条の選定結果は無効とする。

（補助金交付の決定及び交付額の確定）

第１３条　市長は、第１２条による補助金交付申請兼完了届の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定するとともに、申請内容が補助金交付要件を満たすと認めたときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定及び確定通知書（様式４）により、補助金受領予定者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査において補助金交付条件に適合しないと認めたときは、補助金受領予定者に対して是正措置を求めることができる。

３　市長は、補助金の申請者が前項の求めに応じないときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（様式５）により、補助金受領予定者へ通知するものとする。

（計画の変更及び中止）

第１４条　補助金受領予定者は、申込内容を変更、又は対象機器の設置を中止する場合は、計画変更・中止届(様式３)を必ず市長に提出しなければならない。ただし、以下の各号についての変更は認めないものとする。

(1)　補助金の交付予定額の増額。

(2)　対象機器の変更及び追加。

(3)　申込内容の変更がなく、要領に定める補助金交付申請兼完了届の提出期限の延長のみを目的とするもの。

（補助金の交付）

第１５条　市長は第１３条の規定により補助金交付額が決定した後には、速やかに補助金の交付手続きを行うものとする。

（代理受領による補助金の請求）

第１６条　補助金受領予定者は第１２条の規定にかかわらず、委任状を添付し、補助金支払請求先を変更し、市長に請求できるものとし、次項の範囲に該当する者が補助金受領予定者に代わって補助金の請求及び受領を行うものとする。

２　補助金受領予定者が補助金支払請求先を変更できる範囲は次のとおりとする。

ア　補助金受領予定者の配偶者及び同一世帯のものに委任がなされている場合

イ　補助金受領予定者と手続代行者との間で、補助金請求及び受領に係る委任がなされている場合

３　第１項の請求に基づいた補助金の支払いがあった時は、補助金受領予定者に対して補助金の交付があったものとみなす。

（補助金の交付決定の取消）

第１７条　市長は第１３条第１項の規定により通知を受けた補助金受領予定者（以下「補助金受領決定者」いう。）が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部

又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　関係法令及びこの要綱の規定に違反したとき。

(3)　第１９条に規定する調査を正当な理由なく拒んだとき。

(4)　当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法律違反等があることが判明したとき。

（補助金の返還）

第１８条　市長は前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金受領決定者に対して補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

（調査等）

第１９条　市長はこの要綱による補助金交付に関し必要があると認めるときは、補助金受領予定者又は補助金受領決定者から報告を求め、自ら書類及び現地調査を実施することができる。

（近隣住民への配慮）

第２０条　対象機器及びその付属品を設置する場合、設置場所、設備等について、近隣に居住する市民等に十分に配慮しなければならない。

（財産処分の制限）

第２１条　補助金受領決定者は、補助金の交付を受けた対象機器について、法定耐用年数（別表３）を経過するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

２　補助金受領決定者は、法定耐用年数の期間内に当該対象機器を売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付けし又は担保に供する（以下「処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式６）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の規定により承認申請があったときは、当該申請の内容を審査し、承認又は不承認を決定し、財産処分承認・不承認通知書（様式７）により補助金受領決定者に通知しなければならない。

４　市長は、補助金受領決定者が前項の規定による承認を受けて対象機器を処分したときは、補助金受領決定者が当該取得財産を取得した日の翌日を起算日とし、起算日から処分をした日までの日数(以下「対象機器使用期間」という。)に応じた補助額を返還させることができる。ただし、返還させる額については、次のとおり算定するものとし、対象機器使用期間については１年を超える場合は１年を３６５日、１年未満の場合は実日数とす

る。

$$\text{返還金} = \text{補助金額} \times \left(1 - \frac{\text{対象使用期間}}{\text{法定耐用年数の期間}}\right)$$

５　補助金受領決定者は、第３項の規定による承認を受けて、対象機器を法定耐用年数の期間内に処分したときは、財産処分報告書（様式８）を市長に提出しなければならない。

（協力）

第２２条　市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者に対して、次に掲げる事項について協力を依頼することができる。

(1)　対象機器の使用状況等に関するアンケート調査

(2)　その他市長が協力依頼する事項

（不可抗力による免責）

第２３条　申込者及び補助金受領予定者は、天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、その他申込者の責に帰し得ない事由により、第５条に定める申込書及び第１2条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、別途、協議申請書（様式１０）により札幌市と協議する。

（協議の申請）

第２４条　補助金受領予定者は、前条に定めのない事由により、第１2条に定める補助金交付申請兼完了届を期限までに提出できない場合には、協議申請書（様式１０）の提出により札幌市との協議を申請することができる。

（雑則）

第２５条　この要綱に定めるもののほか、当該補助金に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月９日一部改正）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日一部改正）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月３１日一部改正）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２８日一部改正）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２６日一部改正）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年４月１４日一部改正）

１　この要綱は、令和８年４月１５日から施行する。

別表１　補助対象機器と補助金交付額

補助対象機器	補助金交付額(円)
太陽光発電	太陽光モジュールの出力の合計　1kWあたり20,000円 〇補助額の上限は139,000円とする。
定置用蓄電池	蓄電池容量　1kWhあたり16,000円 〇補助額の上限は64,000円とする。
エネファーム （家庭用燃料電池）	８0,000円
地中熱ヒートポンプ	200,000円
ペレットストーブ	ペレットストーブ本体　１台あたり５0,000円 〇複数台の申込み可。

注1）太陽光モジュールの出力の合計は、各太陽光モジュールの公称最大出力の合計値の小数点第3位以下を切捨て算出する。

注2）定置用蓄電池の蓄電池容量（定格容量）は、小数点第2位以下を切捨て算出する。

注3）複数の対象機器による補助申請を行う場合、その補助額を合算して算出する。

注4）補助金交付額は、千円未満の端数を切捨て算出する。

別表２　補助金交付申請兼完了届（様式２）の添付書類

添　付　書　類
１　申請者の住民票の写し（コピー可）、運転免許証の表面及び裏面の写し又はマイナンバーカードの表面の写し ※ 記載されている住所と申請機器の設置場所が一致している場合に限る。 ※ 申住民票の写しを提出する場合、発行日が要領に定める対象機器取得期間内であること ※ 運転免許証又はマイナンバーカードの写しを提出する場合、完了届の提出日時点で有効期限が切れていないこと ２　対象機器の本体･設置部材費用及び工事費用が分かる書類 例：見積書、契約書　等 ※ 内訳が分からないものは受付できません ※ 申請者とは異なる人物の名義で作成された書類を提出する場合には、その人物が申請者の関係者（同居人や親族等）であることを証明する書類を添付書類に具備すること（例：世帯全員分の住民票の写し　等） ３　新品を設置したことを証明できる書類 例：機器の保証書の写し、製品証明書　等 ※ 機器取得日（引渡日）が記載されていないものは受付できません ※ 書類において対象としている機器が補助対象機器と同一のものであることが分かる情報（申請者名や機器設置住所等）が記載されていること（記載されていない場合、書類の作成者によりボールペン等の消せないペンで追記可） ※ 申請者とは異なる人物の名義で作成された書類を提出する場合には、その人物が申請者の関係者（同居人や親族等）であることを証明する書類を添付書類に具備すること（例：世帯全員分の住民票の写し　等） ４　機器設置写真 ※ 設置状況や機器の銘板など、写真が不明瞭な場合は受付できません ５　補助金の振込先（銀行名・支店、口座名義（カタカナ）、口座番号）がわかる書類 例：通帳の写し、インターネットでの表示画面　等 ※ 口座名義（カタカナ）が書類に記載されていない場合には、ボールペン等の消せないペンで追記してください

６【太陽光発電・エネファームの補助を申請し、系統への接続を行う場合】
系統への接続日(又は接続希望日)が分かる書類
例：電力会社へ提出した「系統連系および電力購入申込書」、又は「低圧発電設備 系統連系・電力購入申込書」等
※ 申請者とは異なる人物の名義で作成された書類を提出する場合には、その人物が申請者の関係者（同居人や親族等）であることを証明する書類を添付書類に具備すること（例：世帯全員分の住民票の写し　等）

７【定置用蓄電池を単独で補助申請した場合】
申請者が居住する住宅に太陽光発電が設置されていることが分かる書類
例：太陽光発電に係る「購入料金等のお知らせ」のWebページの写し、発電量表示モニタの写真、発電量表示アプリのスクリーンショット　等
※ 太陽光発電と同時に申し込む場合は提出不要です
※ 申請者名又は機器設置住所が特定できる情報を書類内に含むこと
※ 書類の発行日又は取得日が、要領に定める対象機器取得期間内であることが分かるものであること（情報が古いもの及びいつ取得したものであるのか分からないものは受付できません）

８【太陽光発電の補助を申請した場合】
札幌市エコエネクラブ（太陽光発電）入会申込書

９【エネファームの補助を申請した場合】
札幌市エコエネクラブ（ｺｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ）入会申込書

注1）補助金交付申請兼完了届（様式２）又は添付書類の内容について有効性が確認できない場合、その有効性を確認及び証明するための書類の提出を別途求めるものとする。

別表３　法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
太陽光発電	17年
定置用蓄電池	6年
エネファーム（家庭用燃料電池）	6年
地中熱ヒートポンプ	13年
ペレットストーブ	6年